

五 條 市

2024 年度

## おくやみ ハンドブック

### ご遺族の皆様へ

ご家族・ご親族のご逝去に対し、謹んでお悔やみ申し上げます。

五條市では、ご遺族の方が届出等を行わなければならない市役所関係の手續と、その他、一般的な手續について、ハンドブックを作成しました。

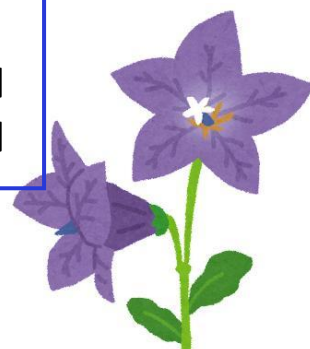
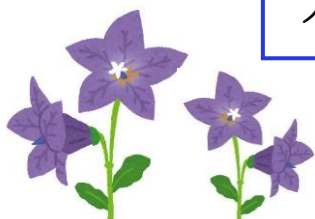
このハンドブックが、少しでもご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

### 【お問い合わせ先】

五條市役所 ☎：0747-22-4001

西吉野支所 ☎：0747-33-0301

大塔支所 ☎：0747-36-0311





## おくやみ手続に共通する事項等について

本人確認書類が必要な手続の場合、下記の本人確認書類「A」を1点、または「B」を2点お持ちください。

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

### 本人確認書類

A：1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転履歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

B：2点で本人確認できる書類（顔写真のない証明書）

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、年金証書、基礎年金番号通知書、学生証 など

### 戸籍謄本（全部事項証明書）等について

各種手続には、亡くなられたことが記載された戸籍謄本（全部事項証明書）または戸籍抄本（個人事項証明書）などが必要になる場合があります。

本籍が五條市の方は10日から2週間程度でご請求いただけます。本籍地以外へ届出られた場合は、より日数がかかる場合があります。届出内容の戸籍審査は時間を要するため、予めご理解くださいますようお願いいたします。

なお、戸籍謄本等の取得については、令和6年3月1日から本籍地以外の最寄りの市区町村窓口でも請求が可能となりました。ただし、請求できる方は本人及び同戸籍にいる方、直系親族、配偶者に限られる（委任不可）など、条件があります。また、戸籍抄本など請求できない証明書もありますので、詳しくお知りになりたい方は、市のホームページをご覧ください。

そのほか、戸籍謄本等の戸籍証明書や住民票などの証明書を請求される場合は、請求者の本人確認の書類が必要です。代理での申請には委任状などが必要となる場合があります。また、ご遠方などで窓口での取得が難しい場合は、市民課にご相談ください。



◀ 本籍地以外で戸籍謄本等を取得することについて  
（五條市ホームページ）

問い合わせ先：市民課 戸籍住民係 0747-22-4001

## もくじ

よくあるご質問 .....	1
死亡に伴う各種届出チェックリスト .....	6
死亡に伴う各種手続について .....	13
1. 住民登録に関する手続.....	13
2. 税金に関する手続.....	14
3. 年金に関する手続.....	16
4. 医療保険に関する手続.....	21
5. 子どもに関する手続.....	23
6. 介護保険・高齢者サービスに関する手続.....	26
7. 社会福祉に関する手続.....	27
8. 市営住宅に関する手続.....	30
9. 上下水道に関する手続.....	31
10. その他の手続.....	32
市役所庁舎フロア案内図 .....	35
付録 .....	37
委任状.....	39
戸籍謄・抄本等郵送依頼書.....	43
誓約書.....	47
相続人確認表 .....	49
相続登記について .....	50
犬の登録事項変更届.....	53
広報五條等戸別配付申込書.....	55

## よくあるご質問 [Q&A]

**Q1** 死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取りることができますか？

**A1** 本籍が五條市の方は、死亡届提出後、戸籍に内容が記載され、証明書を発行できるまで10日から2週間程度かかります。また、本籍地が五條市以外の方については、さらに日数が必要となる場合があります。令和6年3月1日から本籍地以外でも戸籍謄本等を取得できるようになりました。概要については冒頭の『おくやみ手続に共通する事項等について』のページをご覧ください。

市民課 戸籍住民係 0747-22-4001

**Q2** 亡くなった人の住所地以外で死亡届を出した場合、死亡に関する手続はすぐにできますか？

**A2** 死亡届を出した市区町村から住所地の市区町村窓口へ死亡の通知が郵送されます。通知が到着後、住民登録内容を変更するため、住民票等に死亡が反映されるまで数日かかります。内容が反映されているか確認したい場合は、市民課にお問い合わせください。

市民課 戸籍住民係 0747-22-4001

**Q3** 戸籍謄本(全部事項証明書)または戸籍抄本(個人事項証明書)等は誰でも取得できますか？

**A3** 戸籍謄本(全部事項証明書)または戸籍抄本(個人事項証明書)等の証明書の発行を請求できるのは、本人及び同戸籍にいる方、直系親族の方、相続人の方です。それ以外の方が請求される場合には委任状が必要となります。ただし、本籍地以外で請求する場合は、本人及び同戸籍にいる方、配偶者、直系親族の方に限られますのでご注意ください。詳しくは市のホームページでご確認いただくか、市民課にお問い合わせください。



◀ 本籍地以外で戸籍謄本等を取得することについて  
(五條市ホームページ)

市民課 戸籍住民係 0747-22-4001

**Q4** 亡くなったことが記載された住民票(除票)はどのように取得しますか？

**A4** 市民課の窓口または郵送で受け付けています。亡くなられたことが記載された住民票は、死亡届を受理した日(五條市以外に届出をされた場合は、五條市に通知が届いた日)から数日中に発行できるようになります。

住民票(除票)を請求できるのは、原則相続人の方です。

そのほか、自己の権利を行使し、または自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある方、国または地方公共団体の機関に提出する必要がある方等も請求できますが、その請求する権利があることを示す資料等が必要となります。

市民課 戸籍住民係 0747-22-4001

**Q5** 出生から死亡までの戸籍が必要と言われましたが、なぜ出生からの戸籍が必要なのですか？またどのように取得すればよいですか？

**A5** 相続人の範囲を確定するために、被相続人(故人)の出生から死亡までの一続きの戸籍が必要となる場合があります(代襲相続の場合や、兄弟姉妹が相続人となる場合、別の戸籍も必要になります)。

取得方法については、死亡の記載がある戸籍謄本または除籍謄本を取得していただくと、従前の本籍地、筆頭者が記載されています。その戸籍をもとに出生の記載がある戸籍までさかのぼり、戸籍を順に取得していきます。直系親族以外の方が、相続のために戸籍謄本等の戸籍証明書を取得したい場合は、本籍地市区町村に請求いただく必要があります。ご遠方などで窓口での取得が難しい場合は、郵送でも取得が可能です。五條市の郵送請求の申請書等は P.42～P.45 に添付しています。他市区町村の請求方法の詳細については各他市区町村にお問い合わせください。

市民課 戸籍住民係 0747-22-4001

**Q6** 亡くなった人のマイナンバーカードはどうしたらいいの？

**A6** 亡くなられた方のマイナンバーカードまたは通知カードは、金融機関、民間保険などの各種手続に必要な場合があるため、すべての手続が完了後、市民課の窓口へ返納してください。

市民課 戸籍住民係 0747-22-4001

**Q7** 亡くなった人のマイナンバーが分からない場合どうしたらよいですか？

**A7** 亡くなられた方のマイナンバーカードや通知カードをお持ちでない場合、その人のマイナンバーを知ることはできません。亡くなられた方ご本人がマイナンバーを提供することはできないため、各種手続において亡くなられた方のマイナンバーの記載を求められることは通常は想定されておりません。マイナンバーを記載しなくても手続ができるか提出先にお問い合わせください。

市民課 戸籍住民係 0747-22-4001

---

**Q8** 国民健康保険の加入者が亡くなったときの葬祭費は？

**A8** 亡くなられた方の葬祭を行った人(喪主)に葬祭費(3万円)が支給されます。ただし、社会保険被保険者「本人」の退職後3か月以内に亡くなられた場合は在職時の健康保険者に葬祭費を請求してください。

保険年金課 保険係 0747-22-4001

---

**Q9** 亡くなった場合、介護保険料はどうなりますか？

**A9** 亡くなられた場合、介護保険料は、資格喪失日(死亡日の翌日)の前月までを月割りで算定します。その際、納め過ぎとなった分は後日還付いたします。また、不足する場合は、相続人に不足分を納付していただくこととなります。なお、特別徴収(年金から天引き)で介護保険料を納付していた場合は、年金保険者(日本年金機構・共済組合等)に対し、速やかに死亡の届出を行ってください。  
住所地特例制度対象者は、お持ちの介護保険被保険者証に記載されている市町村で手続を行ってください。

介護福祉課 介護保険係 0747-22-4001

---

**Q10** 要介護認定申請をしていたけど、取下げは必要ですか？

**A10** 要介護(要支援)認定申請中の方が亡くなられた場合は、担当のケアマネージャー、及び介護福祉課へご連絡ください。

介護福祉課 介護保険係 0747-22-4001

---

Q11

高額介護(予防)サービス費の支給を受けていましたが、亡くなった場合はどうなりますか？

A11

ご本人が亡くなられた場合、その相続人代表者による申請が可能です。

介護福祉課 介護保険係 0747-22-4001

Q12

亡くなった人にも住民税は課税されますか？

A12

住民税は1月1日現在、市内にお住まいの方に課税されますので、1月2日以降に亡くなられた場合であっても、前年中に所得があれば課税されます。その場合、財産の相続人へ納税義務が引き継がれます。亡くなられた方が申告の必要な人であれば、ご遺族が申告をお願いします。なお、亡くなられた方に代わり納税通知書等の文書を受領する方を決める「相続人代表者指定届」のご提出をお願いします。

税務課 市民税係 0747-22-4001

Q13

納税義務者が亡くなった場合の固定資産税はどうなりますか？

A13

土地・家屋の所有者が亡くなられた場合、お早めに法務局で相続登記の手続きをしていただくことをお勧めします。この相続登記を、所有者が亡くなられた年内に済まされますと、翌年度からは新しい所有者に課税されます。また、相続登記が完了するまでの間、亡くなられた方に代わり納税通知書等を受領する方を決める「相続人代表者指定届」のご提出をお願いします。(相続する資産の所有権を決定するものではありません。)

税務課 固定資産税係 0747-22-4001

Q14

児童手当の受給者が亡くなった場合の児童手当はどうなりますか？

A14

児童手当の受給者が亡くなられた場合は、亡くなられた日をもって児童手当の受給資格が消滅します。配偶者など、亡くなられた方に代わって児童を監護する人が児童手当を受給するためには、認定請求書の提出が必要となります。

児童福祉課 児童福祉係 0747-22-4001



**Q15** 図書館を利用していた人が亡くなった場合は？

**A15** 亡くなられた方の図書館利用カードは、市図書館にお持ちいただくか、ご連絡ください。また、図書館から借りられた資料等がありましたら返却をお願いします。

五條市立図書館 0747-22-4133

(MEMO)

# 死亡に伴う各種届チェックリスト (該当する事項については詳細ページをご覧ください)

※よくあるご質問 [Q&A] (P. 1 ~ P. 5) もご参考にしてください

区分	該当事項	☐	主な手続	問い合わせ先	詳細
① 住民登録	住民票の世帯主となっていた	☐	世帯主の変更	市民課 (本庁1階④番窓口) TEL: 0747-22-4001 FAX: 0747-22-1885 または、各支所窓口	P. 13
	印鑑登録をしていた	☐	印鑑登録証(カード)の返却 または破棄		P. 14
	マイナンバーカード、住民基本台帳カードを持っていた	☐	マイナンバーカードの返却 住民基本台帳カードの返却		
② 税金	土地・家屋を所有していた ※所有権移転登記が済んでいない	☐	相続人代表者指定届の提出	税務課 固定資産税係 (本庁1階②番窓口) TEL: 0747-22-4001 FAX: 0747-22-4011 または、各支所窓口	P. 14
	共有名義の土地・家屋の共有代表をしていた	☐	共有代表者の変更		P. 15
	未登記家屋を持っていた	☐	未登記家屋の名義変更の手続		
	納税していた	☐	口座振替の変更または廃止等	収納課 (本庁1階①番窓口) TEL: 0747-22-4001 FAX: 0747-22-4011 または、各支所窓口	P. 15
	市民税・県民税が課税されていた	☐	相続人代表者指定届の提出	税務課 市民税係 (本庁1階②番窓口) TEL: 0747-22-4001 FAX: 0747-22-4011 または、各支所窓口	P. 15
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	☐	名義変更または廃車の手続	TEL: 0747-22-4001 FAX: 0747-22-4011 または、各支所窓口	P. 16
	二輪車(126cc以上)を所有していた	☐	名義変更または廃車の手続 ※持ち物等については右記にお問い合わせください。	近畿運輸局 奈良運輸支局 TEL: 050-5540-2063	—
	普通自動車を所有していた	☐			軽自動車検査協会 奈良事務所 TEL: 050-3816-1845
	三輪・四輪の軽自動車を所有していた	☐			

区分	該当事項	☑	主な手続	問い合わせ先	詳細
③ 年 金	国民年金に加入または国民年金を受給していた	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	未支給年金の請求 ① 遺族（基礎）年金の請求（P.17） ② 死亡一時金の請求（P.17） ③ 寡婦年金の請求（P.18）	保険年金課 年金係 （本庁1階③番窓口） TEL：0747-22-4001 FAX：0747-23-5290 または、各支所窓口 大和高田年金事務所 TEL：0745-22-3531	P.16 ～ P.18
	厚生年金を（も）受給していた 厚生年金に加入していた	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	未支給年金の請求 遺族厚生年金の請求	大和高田年金事務所 TEL：0745-22-3531 保険年金課 年金係 （本庁1階③番窓口） TEL：0747-22-4001 FAX：0747-23-5290 または、各支所窓口	P.18
	厚生年金または共済年金に加入していた配偶者が亡くなり国民年金に加入になる （20歳以上60歳未満の方）	<input type="checkbox"/>	国民年金へ加入	保険年金課 年金係 （本庁1階③番窓口） TEL：0747-22-4001 FAX：0747-23-5290 または、各支所窓口	P.19
	共済年金を受給してた 共済年金に加入していた	<input type="checkbox"/>	加入していた共済組合にお問い合わせください。	各共済組合	P.19
	農業者年金を受給していた 農業者年金に加入していた	<input type="checkbox"/>	死亡届 未支給年金の請求	奈良県農協各支店	P.19
	市議会議員共済会の退職年金を受給していた	<input type="checkbox"/>	遺族年金請求または受給権消滅届、未支給年金の請求	五條市議会事務局 （本庁3階） TEL：0747-22-4001	P.20
	市議会議員共済会の遺族年金を受給していた	<input type="checkbox"/>	遺族年金請求または受給権消滅届、未支給年金の請求		
	平成23年5月までの議員在職期間が合計12年以上で、市議会議員共済会の年金を受給していなかった	<input type="checkbox"/>	遺族年金請求		P.21

区分	該当事項	☑	主な手続	問い合わせ先	詳細
③ 年 金	企業年金を受給していた	<input type="checkbox"/>	各企業年金連合会(年金相談室)にお問い合わせください。	企業年金連合会 (コールセンター) TEL：0570-02-2666	—
	国民年金基金を受給していた	<input type="checkbox"/>	全国国民年金基金へ直接お問い合わせください。	全国国民年金基金 TEL：0120-65-4192	—
④ 医 療 保 険	国民健康保険に加入していた	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	保険証及び各種認定証の返却 葬祭費支給申請 保険税の相続人代表届の提出	保険年金課 保険係 (本庁1階③番窓口) TEL：0747-22-4001 FAX：0747-23-5290 または、各支所窓口	P.21 ～ P.22
	後期高齢者医療保険に加入していた	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	保険証及び各種認定証の返却 葬祭費支給申請 保険料の相続人代表届の提出 高額療養費等の振込口座の変更	保険年金課 福祉医療係 (本庁1階③番窓口) TEL：0747-22-4001 FAX：0747-23-5290 または、各支所窓口	P.22
⑤ 子 ど も	児童手当の受給者又は対象児童の方	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	受給事由消滅 未支払請求 認定請求 減額改定	児童福祉課 (本庁1階⑤番窓口) TEL：0747-22-4001 FAX：0747-22-4039 または、各支所窓口	P.23
	児童扶養手当の受給者又は対象児童の方	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	死亡届兼未支払手当請求 新規認定請求 資格喪失届 資格消滅届		
	特別児童扶養手当の受給者又は対象児童の方	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	資格喪失届 資格消滅届 受給事由消滅 減額改定		
	子ども医療費助成制度の対象となる児童/(児童の)保護者だった	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	受給資格証の返還 資格喪失届または資格変更届 振込口座の変更	保険年金課 福祉医療係 (本庁1階③番窓口) TEL：0747-22-4001 FAX：0747-23-5290 または、各支所窓口	P.24
ひとり親家庭等医療費助成制度の対象となる児童/(児童の)保護者だった	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	受給資格証の返還 振込口座の変更			

区分	該当事項	☐	主な手続	問い合わせ先	詳細
⑤ 子 ど も	認定こども園・保育所の在園児 またはその保護者だった	☐	支給認定変更申請	子ども未来課 (本庁3階③番窓口) TEL : 0747-22-4001 FAX : 0747-22-5631	P.25
	学童保育所を利用していた児 童またはその保護者だった	☐	保護者の変更		
		☐	引き落とし口座の変更		
	退所届	☐			
	小・中学校の児童・生徒の保護 者だった	☐	保護者変更届	学校教育課 (本庁3階④番窓口) TEL : 0747-22-4001 FAX : 0747-24-5631	P.25
	就学援助を受けていた	☐	学校にご連絡ください		
⑥ 介 護 保 険 ・ サ ー ビ ス	65歳以上または介護認定を 受けていた	☐	介護保険被保険者証、介護保 険負担割合証、介護保険負担 限度額認定証の返却または破 棄	介護福祉課 介護保険係 (本庁1階⑥番窓口) TEL : 0747-22-4001 または、各支所窓口	P.26
		☐	相続人代表届の提出		
		☐	介護認定申請取下げ届の提出		
	緊急通報装置を利用していた	☐	緊急通報装置の撤去・返還	介護福祉課 長寿係 (本庁1階⑥番窓口) TEL : 0747-22-4001 または、各支所窓口	P.26
	紙おむつ等の給付を受けてい た	☐	受給資格喪失の手続		
	食の自立支援(配食サービ ス)を利用していた	☐	食の自立支援(配食サービ ス)の廃止手続		
見守りあんしんシールを持っ ていた	☐	見守りあんしんシールの利用 辞退の手続		P.27	
ふれあい収集を利用していた	☐	利用廃止の手続	介護福祉課 長寿係 ※障害者手帳をお持ちの 方は、社会福祉課にてお 手続が必要です。	P.27	

区分	該当事項	☑	主な手続	問い合わせ先	詳細	
⑦ 社 会 福 祉	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を持っていた	<input type="checkbox"/>	死亡届	社会福祉課 福祉係 (本庁1階⑧番窓口) TEL : 0747-22-4001 FAX : 0747-24-2381 または、各支所窓口	P.27	
	自立支援医療受給者証(精神通院)を持っていた	<input type="checkbox"/>	受給者証の返還届		社会福祉課 福祉係 (本庁1階⑧番窓口) TEL : 0747-22-4001 FAX : 0747-24-2381 または、各支所窓口	P.28
	更生医療受給者証、育成医療受給者証を持っていた	<input type="checkbox"/>	受給者証返還			
	特別障害者手当、障害児福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	資格喪失届 相続人代表者届			
	障害福祉サービスを利用していた	<input type="checkbox"/>	受給者証返還			
	五條市福祉タクシー利用券を持っていた	<input type="checkbox"/>	資格喪失届			
	精神障害者医療費助成を受給していた	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	受給者証返還 振込口座の変更	保険年金課 福祉医療係 (本庁1階③番窓口) TEL : 0747-22-4001 FAX : 0747-23-5290 または、各支所窓口		
	心身障害者医療費助成を受給していた	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	受給者証返還 振込口座の変更			
	重度心身障害者医療費助成を受給していた	<input type="checkbox"/>	振込口座の変更		P.30	
	心身障害者扶養共済制度に加入していた	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	年金給付請求 弔慰金請求 死亡届	奈良県障害福祉課  TEL : 0742-27-8514	-	
	奈良県おもいやり駐車場利用証を持っていた	<input type="checkbox"/>	奈良県おもいやり駐車場利用証返還	奈良県地域福祉課  TEL : 0742-27-8503	-	
	NHK受信料の免除を受けていた	<input type="checkbox"/>	NHK受信料の名義変更、解約	NHK受信料の窓口 (解約) 0120-151-515 (受信料) 0570-077-077	-	
	有料道路障害者割引を受けていた(E T C利用者)	<input type="checkbox"/>	障害者割引の登録削除依頼	有料道路E T C割引登録係  TEL : 045-477-1233	-	

区分	該当事項	☑	主な手続	問い合わせ先	詳細
⑧ 市営住宅	市営住宅を利用していた	<input type="checkbox"/>	承継承認申請 <input type="checkbox"/> 明渡届 <input type="checkbox"/> 同居者異動届	建築住宅課 住宅係 (本庁2階④番窓口) TEL : 0747-22-4001	P.30 ~ P.31
⑨ 上下水道	上水道を利用していた	<input type="checkbox"/>	使用者変更 <input type="checkbox"/> 使用終了	水道局 所在 : 本町3丁目1番13号 TEL : 0747-22-4001	P.31
	井戸水を公共下水に排出していた	<input type="checkbox"/>	汚水排出量認定申請書	下水道課 (本庁2階⑥番窓口) TEL : 0747-22-4001 FAX : 0747-22-4626	P.31
	農業集落排水施設を利用していた	<input type="checkbox"/>	処理施設使用者の変更	農林政策課 農政係 (本庁2階⑧番窓口) TEL : 0747-22-4001	P.32
⑩ その他	市営墓地を使用していた	<input type="checkbox"/>	墓地使用权の承継	環境政策課 生活対策係 (本庁2階⑨番窓口) TEL : 0747-22-4001 FAX : 0747-22-8210	P.32
	犬を飼っていた	<input type="checkbox"/>	登録事項の変更 ※P.53 付録に様式あり		
	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	<input type="checkbox"/>	担当業者にご連絡下さい。 ※担当業者がわからない場合は、環境政策課にお問い合わせください。		-
	農地を所有していた	<input type="checkbox"/>	農地の相続手続	農業委員会事務局 (本庁1階⑩番窓口) TEL : 0747-22-4001	P.33
	森林を所有していた	<input type="checkbox"/>	森林の相続手続	農林政策課 森林係 (本庁2階③番窓口) TEL : 0747-22-4001	P.33

区分	該当事項	☑	主な手続	問い合わせ先	詳細
⑩ その他	道路、河川及び法定外公共物を 占有していた	<input type="checkbox"/>	占有許可の変更 または廃止手続	土木管理課 明示係 (本庁2階③番窓口) TEL : 0747-22-4001	P.33
	広報五條の戸別配付を依頼し ていた(新聞折込を除く)	<input type="checkbox"/>	配付の停止・変更  ※ P.55 付録に様式あり	秘書広報課 (本庁2階) TEL : 0747-22-4001	P.34
	家財整理をしたい	<input type="checkbox"/>	エコ・リレーセンターごじょ うへのごみの搬入	環境政策課 エコ・リレ ーセンターごじょう (近内町1104番地の4) TEL : 0747-24-4111 FAX : 0747-24-4113	P.34
	軍人恩給 傷病者遺族特別年金を受給し ていた	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	未支給金 扶助料の申請 ※右記へお問合せください。	総務省 恩給相談室 TEL : 03-5273-1400	—
	戦没者等の妻、父母、遺族に対 する特別弔慰金を受給してい た	<input type="checkbox"/>	国債の記名変更手続 国債の記名者が亡くなった 場合 ※右記へお問合せください。	指定償還金支払場所 ※申請時に希望され た郵便局 ※国債に記載された 郵便局	—

(MEMO)



# 死亡に伴う各種手続について

## 1. 住民登録に関する手続

### 住民票の世帯主となっていた

手続・必要なもの	期 限
<b>世帯主の変更</b> 亡くなられた方が世帯主だった場合は、死亡届提出後に世帯構成員上位の方を新たな世帯主として登録するため、住民票について特別な届出は必要ありません。ただし、15歳以上の方が2人以上いる場合で、特に世帯主を指定したい場合は、世帯主変更届を提出してください。  ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 ※同一世帯以外の代理人が変更の手続をする場合は、代理人の本人確認書類と委任状が必要です	なし  手続可能な人 ご遺族等  問い合わせ先 市民課 戸籍住民係 ▶本庁1階④番窓口 (または各支所窓口)

### 印鑑登録をしていた

手続・必要なもの	期 限
<b>印鑑登録証（カード）の返却または破棄</b> 亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。  ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	なし  手続可能な人 どなたでも可  問い合わせ先 市民課 戸籍住民係 ▶本庁1階④番窓口 (または各支所窓口)

(MEMO)

# 1. 住民登録に関する手続

## マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた

手続・必要なもの	期 限
<p>マイナンバーカード、住基台帳カードの返却</p> <p>亡くなられた方がマイナンバーカードまたは住基台帳カードをお持ちだった場合、亡くなられた日をもってカードは廃止となります。市民課または、支所の窓口でご返却ください。</p> <p>※ただし、亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカードの返却後は確認できなくなります。手続によってはマイナンバーが必要な場合があるため、すべての手続が完了してからご返却いただくか、返却前に番号を控えておくことをお勧めします。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード又は住民基本台帳カード</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類</p>	<p>なし</p> <p><b>手続可能な人</b></p> <p>どなたでも可</p> <p><b>問い合わせ先</b></p> <p>市民課 戸籍住民係</p> <p>▶本庁1階④番窓口 (または各支所窓口)</p>

# 2. 税金に関する手続

## 土地・家屋をお持ちの方

手続・必要なもの	期 限
<p>相続人代表者指定届</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等）</p>	<p>すみやかに</p> <p><b>手続可能な人</b></p> <p>法定相続人等</p> <p><b>問い合わせ先</b></p> <p>税務課 固定資産税係</p> <p>▶本庁1階②番窓口 (または各支所窓口)</p>

## 共有名義の土地・家屋をお持ちの方で共有代表をされていた方

手続・必要なもの	期 限
<p>共有代表者の変更</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 新たに代表者となる方の本人確認書類</p>	<p>すみやかに</p> <p><b>手続可能な人</b></p> <p>ご親族等</p> <p><b>問い合わせ先</b></p> <p>税務課 固定資産税係</p> <p>▶本庁1階②番窓口 (または各支所窓口)</p>

## 2. 税金に関する手続

### 未登記家屋をお持ちの方

手続・必要なもの	期 限
未登記家屋の名義変更	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
□ 登記をされていない家屋（未登記家屋）について所有者の変更を希望される方は、名義人の変更申請が必要です。	ご親族等
	問い合わせ先
	税務課 固定資産税係 ▶本庁1階②番窓口 (または各支所窓口)

### 納税している方（納税義務者、納税管理人、相続人代表等）

手続・必要なもの	期 限
今後の納税に関する手続・納付について（口座振替の変更または廃止等）	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
□ 亡くなられた方の納税通知書や領収書	法定相続人等
□ 同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等）	問い合わせ先
【口座振替の手続をされる方】	収納課
・新たに申込される方の預貯金通帳、通帳届出印	▶本庁1階①番窓口 (または各支所窓口)

### 市・県民税が課税されている方

手続・必要なもの	期 限
市・県民税に関する相続人代表者届出書の提出	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
□ 相続人代表となる方の本人確認書類（運転免許証等）	法定相続人等
※郵送での提出は、本人確認書類の写しの添付が必要です。	問い合わせ先
	税務課 市民税係 ▶本庁1階②番窓口 (または各支所窓口)

## 2. 税金に関する手続

原動機付自転車（125cc 以下）・小型特殊自動車（五條市ナンバー）を所有していた方

※上記以外の車両は市役所以外での手続になります

手続・必要なもの	期 限
<b>名義変更または廃車</b> <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 新名義人となる方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 手続する方の本人確認書類（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 相続人でない方が手続する場合は相続人となる方からの委任状 <input type="checkbox"/> ナンバープレート（廃車の場合や名義変更時に五條市ナンバーを変更したとき）	すみやかに <b>手続可能な人</b> ご親族等 <b>問い合わせ先</b> 税務課 市民税係 ▶本庁1階②番窓口 （または各支所窓口）

## 3. 年金に関する手続

年金の各種手続は、亡くなられた方やご遺族の状況により、支給の可否や請求できる方が異なります。事前に市役所 保険年金課年金係または年金事務所にお問い合わせください。

国民年金を受給している方

手続・必要なもの	期 限
<b>未支給年金の請求、受給権者死亡届</b> <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 <input type="checkbox"/> 請求する方の預金通帳 <input type="checkbox"/> 請求する方のマイナンバーのわかるもの <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等（亡くなられた方と請求者の関係がわかるもの） <input type="checkbox"/> 本人確認書類 ※上記以外の書類等が必要な場合があります。詳しくは担当課までご相談ください。年金番号のわかるものが手元にない場合、氏名、生年月日、住所を確認させていただきます。 ※請求者は、生計同一である3親等内の親族に限り、受け取りの順は下記のとおりです。 (1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹 (7) その他3親等内の親族	すみやかに （時効5年） <b>手続可能な人</b> ご親族等 <b>問い合わせ先</b> 保険年金課 年金係 ▶本庁1階③番窓口 （または各支所窓口）  日本年金機構 大和高田年金事務所 TEL：0745-22-3531

### 3. 年金に関する手続

年金の各種手続は、亡くなられた方やご遺族の状況により、支給の可否や請求できる方が異なります。事前に市役所 保険年金課年金係または年金事務所にお問い合わせください。

#### 国民年金に加入している方

##### ①遺族基礎年金の請求

手続・必要なもの	期 限
国民年金加入中の方が亡くなられたとき、その方によって生計維持されていた子のある配偶者または、子※が受け取ることができます。	すみやかに (時効5年)
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
	保険年金課 年金係 ▶本庁1階③番窓口 (または各支所窓口)
	日本年金機構 大和高田年金事務所 TEL：0745-22-3531
※子とは…以下の者に限る ①18歳到達年度の末日を経過していない子 ②20歳未満で障害年金1級または2級に該当する病状の子  ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し <input type="checkbox"/> 年金手帳又は基礎年金番号通知書(亡くなられた方のもの) <input type="checkbox"/> 請求する方の金融機関の通帳(配偶者と子) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(亡くなられた方と請求する方の関係がわかるもの) <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 請求する方のマイナンバーがわかるもの ※上記以外の書類が必要な場合があります。詳しくは担当課にご相談ください	

#### 国民年金に加入している方

##### ②死亡一時金の請求

手続・必要なもの	期 限
国民年金の保険料を3年以上納めた方が、他の年金を受け取ることなく亡くなられたとき、その方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。	すみやかに (時効2年)
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
	保険年金課 年金係 ▶本庁1階③番窓口 (または各支所窓口)
	日本年金機構 大和高田年金事務所 TEL：0745-22-3531
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 年金手帳又は基礎年金番号通知書(亡くなられた方のもの) <input type="checkbox"/> 請求する方の金融機関の通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(亡くなられた方と請求する方の関係がわかるもの) <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 請求する方のマイナンバーがわかるもの ※上記以外の書類が必要な場合があります。詳しくは担当課にご相談ください	

### 3. 年金に関する手続

年金の各種手続は、亡くなられた方やご遺族の状況により、支給の可否や請求できる方が異なります。事前に市役所 保険年金課年金係または年金事務所にお問い合わせください。

#### 国民年金に加入している方

##### ③寡婦年金の請求

手続・必要なもの	期 限
<p>国民年金の保険料を納めていた期間が10年以上ある夫が、老齢基礎年金、障害基礎年金を受け取ることなく亡くなられたとき、10年以上婚姻関係にあり、生計維持されていた妻が60歳から65歳までの間、受け取ることができます。</p> <p>▼必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 年金手帳又は基礎年金番号通知書（亡くなられた方のもの）</li> <li><input type="checkbox"/> 請求する方の金融機関の通帳</li> <li><input type="checkbox"/> 戸籍謄本（亡くなられた方と請求する方の関係がわかるもの）</li> <li><input type="checkbox"/> 本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 請求する方のマイナンバーがわかるもの</li> </ul> <p>※上記以外の書類が必要な場合があります。詳しくは担当課にご相談ください</p>	<p>すみやかに （時効5年） 妻が65歳を過ぎると 請求できません</p> <p><b>手続可能な人</b> ご親族等</p> <p><b>問い合わせ先</b> 保険年金課 年金係 ▶本庁1階③番窓口 （または各支所窓口）</p> <p>日本年金機構 大和高田年金事務所 TEL：0745-22-3531</p>

#### 厚生年金に加入している、又は厚生年金を受給している方

手続・必要なもの	期 限
<p>遺族厚生年金の請求、未支給年金の請求、受給権者死亡届</p> <p>▼必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書又は年金手帳、基礎年金番号通知書</li> <li><input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 請求する方の預金通帳</li> <li><input type="checkbox"/> 請求する方のマイナンバーのわかるもの</li> <li><input type="checkbox"/> 戸籍謄本（亡くなられた方と請求者の関係がわかるもの）</li> <li><input type="checkbox"/> 本人確認書類</li> </ul> <p>※年金事務所での手続は予約制となっておりますので、必ず事前にお問い合わせください。その際、必要書類等の説明もありますのでメモをご準備の上、お問い合わせください。</p> <p>※五條市役所内での年金出張相談について毎月第2木曜日、大和高田市年金事務所から五條市役所へ出向いて年金に関する手続や相談を受けております。出張相談をご利用の場合も予約が必要です。</p>	<p>すみやかに</p> <p><b>手続可能な人</b> ご親族等</p> <p><b>問い合わせ先</b> 日本年金機構 大和高田年金事務所 TEL：0745-22-3531</p> <p>保険年金課 年金係 ▶本庁1階③番窓口</p>

### 3. 年金に関する手続

年金の各種手続は、亡くなられた方やご遺族の状況により、支給の可否や請求できる方が異なります。事前に市役所 保険年金課年金係または年金事務所にお問い合わせください。

#### 厚生年金又は共済年金に加入していた配偶者の死亡により扶養から外れた方

手続・必要なもの	期 限
<b>国民年金の加入手続</b> ※20歳以上 60歳未満の方は、全員が国民年金に加入しなければなりません。 <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 申請する方の年金番号のわかるもの (国民年金の加入が必要な理由) 配偶者の勤めている会社または共済組合の扶養になっていた方は、年金を個人で納める必要がなく、配偶者の加入している年金制度が負担していました。その扶養から外れたことにより国民年金の加入の手続が必要になります。 また、保険料の納付が難しいときは、免除制度を利用することができます。	すみやかに
	<b>手続可能な人</b>
	ご親族等
	<b>問い合わせ先</b>
	保険年金課 年金係 ▶本庁1階③番窓口  日本年金機構 大和高田年金事務所 TEL：0745-22-3531

#### 共済年金を受給している方

手続・必要なもの	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものを準備の上、加入されている共済組合へお問い合わせください。	すみやかに
	<b>手続可能な人</b>
	ご遺族の方
	<b>問い合わせ先</b>
	各共済組合

#### 農業者年金に加入または受給している方

手続・必要なもの	期 限
<b>被保険者の死亡届と合わせて未支給分の年金などがある場合にお受け取りいただくことができます。</b> <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた日が記載されている戸籍謄本または住民票の写し <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等の写し <input type="checkbox"/> 請求者となる方の預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 請求者となる方の印鑑（認印） ※上記以外に他の書類等も必要な場合があります。右記窓口でご相談ください。	すみやかに
	<b>手続可能な人</b>
	ご親族等 ※手続可能なご親族には優先順位があります。
	1, 配偶者 2, 子 3, 父母 4, 孫 5, 祖父母 6, 兄弟姉妹
	<b>問い合わせ先</b>
	最寄りの奈良県農協支店

### 3. 年金に関する手続

年金の各種手続は、亡くなられた方やご遺族の状況により、支給の可否や請求できる方が異なります。事前に市役所 保険年金課年金係または年金事務所にお問い合わせください。

#### 市議会議員共済会の退職年金を受給している方

手続・必要なもの	期 限
遺族年金請求または受給権消滅届、未支給年金請求 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡年月日が記載されている戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 請求者となる方の現在の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 請求者となる方の預貯金口座の情報  ※上記以外の書類が必要な場合があります。詳しくは議会事務局へお問い合わせください。また、元五條市議会議員でない場合は、所属していた議会事務局へお問い合わせください。	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
	五條市議会事務局 ▶本庁3階 ※平成17年合併前の西吉野村・大塔村の議員であった方も含みます

#### 市議会議員共済会の遺族年金を受給している方

手続・必要なもの	期 限
遺族年金請求または受給権消滅届、未支給年金請求 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡年月日が記載されている戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 請求者となる方の現在の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 請求者となる方の預貯金口座の情報  ※上記以外の書類が必要な場合があります。詳しくは議会事務局へお問い合わせください。また、元五條市議会議員でない場合は、所属していた議会事務局へお問い合わせください。	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
	五條市議会事務局 ▶本庁3階 ※平成17年合併前の西吉野村・大塔村の議員であった方も含みます

(MEMO)

---



---



---



---



---



---



---



### 3. 年金に関する手続

年金の各種手続は、亡くなられた方やご遺族の状況により、支給の可否や請求できる方が異なります。事前に市役所 保険年金課年金係または年金事務所にお問い合わせください。

#### 平成23年5月までの議員在職期間が合計12年以上で、市議会議員共済会の年金を受給していない方

手続・必要なもの	期 限
<b>遺族年金請求</b>  ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡年月日が記載されている戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 請求者となる方の現在の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 請求者となる方の預貯金口座の情報  ※上記以外の書類が必要な場合があります。詳しくは議会事務局へお問い合わせください。また、元五條市議会議員でない場合は、所属していた議会事務局へお問い合わせください。	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
	五條市議会事務局 ▶本庁3階 ※平成17年合併前の西吉野村・大塔村の議員であった方も含みます

### 4. 医療保険に関する手続

#### 国民健康保険に加入している方または世帯内に国民健康保険加入者がいる世帯主の方

(国保に加入している世帯員が亡くなられた場合)

手続・必要なもの	期 限
<b>保険証及び各種認定証の返還、葬祭費支給申請</b>  ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の保険証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の各種認定証 (高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等) <input type="checkbox"/> 手続する方の本人確認ができるもの(運転免許証等) <input type="checkbox"/> 葬祭費の振込口座がわかるもの(基本的に喪主の口座)	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
	保険年金課 保険係 ▶本庁1階③番窓口 (または各支所窓口)

(MEMO)

---

---

---

---

## 4. 医療保険に関する手続

### 国民健康保険に加入している方または世帯内に国民健康保険加入者がいる世帯主の方

(世帯主の方が亡くなられた場合)

※亡くなられた世帯主は国保加入者ではないが、世帯内に国保加入者がいる場合も含む

手続・必要なもの	期 限
世帯内の国保加入者全員に交付している保険証及び各種認定証の記載事項の変更、保険税に関する相続人代表届、葬祭費支給申請（世帯主が国保加入者の場合）  <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 世帯内の国保加入者全員の保険証 <input type="checkbox"/> 世帯内の国保加入者全員の各種認定証 （高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等） <input type="checkbox"/> 手続する方の本人確認ができるもの（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 相続人代表となる方の振込口座がわかるもの <b>【世帯主が国保加入者の場合】</b> <input type="checkbox"/> 葬祭費の振込口座がわかるもの（基本的に喪主の口座）	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
	保険年金課 保険係 ▶本庁1階③番窓口 （または各支所窓口）

### 後期高齢者医療保険に加入している方

手続・必要なもの	期 限
保険証及び各種認定証の返還、葬祭費支給申請、保険料に関する相続人代表届、高額療養費等の振込口座の変更  <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の保険証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の各種認定証 <input type="checkbox"/> 葬祭費の振込先口座がわかるもの（基本的に喪主の口座） <input type="checkbox"/> 相続人代表となる方の振込口座がわかるもの	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
	保険年金課 福祉医療係 ▶本庁1階③番窓口 （または各支所窓口）

(MEMO)

## 5. 子どもに関する手続

### 児童手当の受給者又は対象児童の方

手続・必要なもの	期 限
死亡届兼未支払手当請求、新規認定請求 資格喪失届または減額改定  ※個別の状況に応じてご案内します。  ▼必要なもの（受給者の方が亡くなられた場合） <input type="checkbox"/> 対象児童の通帳又はキャッシュカード（未払支給） <input type="checkbox"/> 新受給者のマイナンバーがわかるもの（新規認定） <input type="checkbox"/> 対象児童のマイナンバーがわかるもの（新規認定） <input type="checkbox"/> 新受給者の通帳又はキャッシュカード（新規認定）	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
	児童福祉課 ▶本庁1階⑤番窓口 （または各支所窓口）

### 児童扶養手当の受給者又は対象児童の方

手続・必要なもの	期 限
死亡届兼未支払手当請求、資格喪失届または減額改定  ※個別の状況に応じてご案内します。  ▼必要なもの（受給者の方が亡くなられた場合） <input type="checkbox"/> 資格喪失の場合は児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 対象児童の通帳又はキャッシュカード（未払支給）	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
	児童福祉課 ▶本庁1階⑤番窓口 （または各支所窓口）

### 特別児童扶養手当の受給者又は対象児童の方

手続・必要なもの	期 限
死亡届兼未支払手当請求、新規認定請求 資格喪失届または減額改定  ※個別の状況に応じてご案内します。  ▼必要なもの（受給者の方が亡くなられた場合） <input type="checkbox"/> 資格喪失の場合は特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 対象児童の通帳又はキャッシュカード（未払支給） <input type="checkbox"/> 新受給者のマイナンバーがわかるもの（新規認定） <input type="checkbox"/> 対象児童のマイナンバーがわかるもの（新規認定） <input type="checkbox"/> 同居親族のマイナンバーがわかるもの（新規認定） <input type="checkbox"/> 新受給者の通帳又はキャッシュカード（新規認定） <input type="checkbox"/> 新受給者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本（新規認定）	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
	児童福祉課 ▶本庁1階⑤番窓口 （または各支所窓口）

## 5. 子どもに関する手続

### 子ども医療費助成を受給している子どもの方

手続・必要なもの	期 限
受給資格証の返還	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等
▼必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の子ども医療費受給資格証	保険年金課 福祉医療係 ▶本庁1階③番窓口

### 子ども医療費助成を受給している方の保護者

手続・必要なもの	期 限
世帯員の変更、振込口座の変更	すみやかに
・個別の状況に応じてご案内します。	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
	保険年金課 福祉医療係 ▶本庁1階③番窓口

### ひとり親家庭等医療費助成を受給している児童の方

手続・必要なもの	期 限
受給資格証の返還	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等
▼必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費受給資格証	保険年金課 福祉医療係 ▶本庁1階③番窓口

### ひとり親家庭等医療費助成を受給している保護者の方

手続・必要なもの	期 限
受給資格証の返還、振込口座の変更	すみやかに
・個別の状況に応じてご案内します。	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
	保険年金課 福祉医療係 ▶本庁1階③番窓口

## 5. 子どもに関する手続

### 認定こども園・保育所の保護者の方

手続・必要なもの	期 限
支給認定変更申請 ・個別の状況に応じてご案内します。	すみやかに
	手続可能な人
	保護者
	問い合わせ先
	子ども未来課 ▶本庁3階③番窓口

### 学童保育所の保護者の方

手続・必要なもの	期 限
保護者の変更、引き落とし口座の変更 ・個別の状況に応じてご案内します。	すみやかに
	手続可能な人
	保護者
	問い合わせ先
	子ども未来課 ▶本庁3階③番窓口

### 五條市立小・中学校の児童・生徒の保護者の方

手続・必要なもの	期 限
・保護者変更届等 (印鑑をご持参ください。)	すみやかに
	手続可能な人
	保護者
	問い合わせ先
	学校教育課 学校教育係 ▶本庁3階④番窓口

### 就学援助を受けられている児童・生徒及び保護者の方

手続・必要なもの	期 限
・通学されている学校を通じて、教育委員会でお手続をしてください。	すみやかに
	手続可能な人
	保護者
	問い合わせ先
	学校教育課 学校教育係 ▶本庁3階④番窓口

## 6. 介護保険・高齢者サービスに関する手続

### 65歳以上の方、または介護認定を受けている方

手続・必要なもの	期 限
相続人代表届出 介護認定申請取下げ届出（該当者）  ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 相続人代表となる方の通帳	すみやかに <b>手続可能な人</b> ご親族の方 <b>問い合わせ先</b> 介護福祉課 介護保険係 ▶本庁1階⑥番窓口 （または各支所窓口）

### 緊急通報装置の貸与がある方

手続・必要なもの	期 限
緊急通報装置の撤去・返還  ・撤去及び返還の手続が必要です。 ※利用料が発生してしまう場合がありますので、お早めにお問合せください。	すみやかに <b>手続可能な人</b> ご親族の方 <b>問い合わせ先</b> 介護福祉課 長寿係 ▶本庁1階⑥番窓口

### 紙おむつ等の給付を受けている方

手続・必要なもの	期 限
紙おむつ給付の廃止  ・利用廃止の手続が必要です。	すみやかに <b>手続可能な人</b> ご親族の方 <b>問い合わせ先</b> 介護福祉課 長寿係 ▶本庁1階⑥番窓口

### 食の自立支援（配食サービス）を利用されている方

手続・必要なもの	期 限
食の自立支援（配食サービス）の廃止 ・利用廃止の手続が必要です。	すみやかに <b>手続可能な人</b> ご親族の方 <b>問い合わせ先</b> 介護福祉課 長寿係 ▶本庁1階⑥番窓口

## 6. 介護保険・高齢者サービスに関する手続

### 見守りあんしんシールをお持ちの方

手続・必要なもの	期 限
見守りあんしんシールの辞退 ・利用廃止の手続が必要です。	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族の方
	問い合わせ先
	介護福祉課 長寿係 ▶本庁1階⑥番窓口

### ふれあい収集を利用されている方

手続・必要なもの	期 限
ふれあい収集の廃止 ・利用廃止の手続が必要です。	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族の方
	問い合わせ先
※障害者手帳をお持ちの方は、社会福祉課にて手続が必要です。	介護福祉課 長寿係 ▶本庁1階⑥番窓口

## 7. 社会福祉に関する手続

### 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

手続・必要なもの	期 限
死亡届  ▼必要なもの □ 亡くなられた方の手帳	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
	社会福祉課 福祉係 ▶本庁1階⑧番窓口 (または各支所窓口)

## 7. 社会福祉に関する手続

### 自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方

手続・必要なもの	期 限
受給者証返還届	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（精神通院）	ご親族等
	問い合わせ先
	社会福祉課 福祉係
	▶本庁1階⑧番窓口 (または各支所窓口)

### 更生医療受給者証、育成医療受給者証をお持ちの方

手続・必要なもの	期 限
受給者証返還	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の更生医療受給者証または育成医療受給者証	ご親族等
	問い合わせ先
	社会福祉課 福祉係
	▶本庁1階⑧番窓口 (または各支所窓口)

### 特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している方

手続・必要なもの	期 限
資格喪失届及び相続人代表者届	14日以内
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 相続される方の印鑑（認印）	ご親族等
<input type="checkbox"/> 相続される方の振込先口座がわかるもの	問い合わせ先
	社会福祉課 福祉係
	▶本庁1階⑧番窓口 (または各支所窓口)

(MEMO)

---



---



---



---



## 7. 社会福祉に関する手続

### 障害福祉サービスなどの受給者証をお持ちの方

手続・必要なもの	期 限
受給者証返還	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の受給者証 (障害福祉サービス、地域生活支援、障害児通所支援)	ご親族等
	問い合わせ先
	社会福祉課 福祉係 ▶本庁1階⑧番窓口 (または各支所窓口)

### 五條市福祉タクシー利用券をお持ちの方

手続・必要なもの	期 限
資格喪失届	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 五條市福祉タクシー利用券	ご親族等
	問い合わせ先
	社会福祉課 福祉係 ▶本庁1階⑧番窓口 (または各支所窓口)

### 精神障害者医療費助成を受給している方

手続・必要なもの	期 限
受給資格証の返還、振込口座の変更	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の精神障害者医療費受給資格証 ※後期高齢者医療保険にご加入の方は、受給資格証はありません。	ご親族等
<input type="checkbox"/> 手続する方の印鑑(認印)	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続する方の振込口座がわかるもの	社会福祉課 福祉係 ▶本庁1階⑧番窓口

### 心身障害者医療費助成を受給している方

手続・必要なもの	期 限
受給資格証の返還、振込口座の変更	すみやかに
▼必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の心身障害者医療費受給資格証	ご親族等
<input type="checkbox"/> 相続される方の振込口座がわかるもの	問い合わせ先
	保険年金課 福祉医療係 ▶本庁1階③番窓口

## 7. 社会福祉に関する手続

### 重度心身障害者医療費助成を受給している方

手続・必要なもの	期 限
振込口座の変更 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 相続される方の振込口座がわかるもの	すみやかに
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
	保険年金課 福祉医療係 ▶本庁1階③番窓口

## 8. 市営住宅に関する手続

### 契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される同居親族

手続・必要なもの	期 限
承継承認申請 ・承継承認手続が必要です。  担当課にお問合せください。	死亡した日から14日以内
	手続可能な人
	同居の親族
	問い合わせ先
	建築住宅課 住宅係 ▶本庁2階④番窓口

### 契約者本人が亡くなり、市営住宅を退去される方

手続・必要なもの	期 限
明渡届 ・明渡手続が必要です。  担当課にお問合せください。	すみやかに
	手続可能な人
	同居の親族
	問い合わせ先
	建築住宅課 住宅係 ▶本庁2階④番窓口

(MEMO)

---



---



---

## 8. 市営住宅に関する手続

### 市営住宅に入居の同居親族が亡くなった方

手続・必要なもの	期 限
同居者異動届 ・同居者異動手続が必要です。  担当課にお問合せください。	死亡した日から14日以内
	手続可能な人
	同居の親族
	問い合わせ先
	建築住宅課 住宅係 ▶本庁2階④番窓口

## 9. 上下水道に関する手続

### 水道の利用者の方が亡くなった場合

手続・必要なもの	期 限
利用者変更、使用終了 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 閉栓届（閉栓立会時受取または、立会不可の場合郵送受取） <input type="checkbox"/> 認印（閉栓届に使用） <input type="checkbox"/> 納付書（精算用）※1 ※1 立会時に支払わなかった場合、閉栓後水道局から郵送されます。 要支払。 ※2 期限はありませんが、閉栓届が提出されない場合は基本料金が発生し続けます。	なし（※2）
	手続可能な人
	ご親族
	問い合わせ先
	水道局 ▶所在： 本町3丁目1番13号 ▶TEL：0747-22-4001

### 下水道 井戸水を公共下水道に排出している方が亡くなった場合

手続・必要なもの	期 限
井戸水の使用人数変更手続 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 汚水排出量認定申請書	期限なし
	手続可能な人
	ご親族等
	問い合わせ先
	下水道課 ▶本庁2階⑥番窓口

## 9. 上下水道に関する手続

### 農業集落排水施設使用者世帯の方が亡くなられた場合

手続・必要なもの	期 限
使用者の変更手続 ▼必要なこと <input type="checkbox"/> 処理施設使用者の変更連絡	すみやかに 手続可能な人 ご親族等 問い合わせ先・連絡先 農林政策課 農政係 ▶本庁2階⑧番窓口

## 10. その他の手続

### 亡くなられた方が市営墓地を利用していた場合

手続・必要なもの	期 限
墓地使用权の承継 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 五條市墓地承継使用許可申請書 <input type="checkbox"/> 使用許可証 <input type="checkbox"/> 承継者の住民票の写し <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と承継者の続柄を明らかにする戸籍など	すみやかに 手続可能な人 承継者 問い合わせ先 環境政策課 生活対策係 ▶本庁2階⑨番窓口

### 犬の飼い主が亡くなられた場合

手続・必要なもの	期 限
登録事項の変更 所有者の変更手続が必要 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 犬の登録事項変更届 ※市民課の窓口でもお預かりします（付録P.53に様式あり）	すみやかに 手続可能な人 相続人 問い合わせ先 環境政策課 生活対策係 ▶本庁2階⑨番窓口

(MEMO)

## 10. その他の手続

### 亡くなられた方が農地を所有していた場合

手続・必要なもの	期 限
<b>農地の相続</b> ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 相続登記済みの登記簿本など 相続したことの確認できる書類（写しも可） <input type="checkbox"/> 相続した人の印鑑（認め印）	農地を相続したことを 知ってから10か月以内 <b>手続可能な人</b> 相続人 <b>問い合わせ先</b> 農業委員会事務局 ▶本庁1階⑩番窓口

### 亡くなられた方が森林を所有していた場合

手続・必要なもの	期 限
<b>森林の相続</b> ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 森林の土地所有者届出書 <input type="checkbox"/> 森林の土地の位置を示す図面 <input type="checkbox"/> 土地の権利を取得したことがわかる書類の写し	90日以内 <b>手続可能な人</b> 相続人 <b>問い合わせ先</b> 農林政策課 森林係 ▶本庁2階⑧番窓口

### 道路・河川・法定外公共物の占用していた

手続・必要なもの	期 限
<b>占用許可の変更または廃止手続</b> 名義の変更をする場合は、占用変更の手続をしてください。 占用許可を廃止する場合は、占用廃止の手続をしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 道路・河川・法定外公共物の占用許可申請書 <input type="checkbox"/> 占用許可書の写し <input type="checkbox"/> 位置図・計画図面 等	できるだけ速やかに <b>手続可能な人</b> どなたでも可 <b>問い合わせ先</b> 土木管理課 明示係 ▶本庁2階③番窓口

## 10. その他の手続

亡くなられた方が広報五條の戸別配付を依頼していた場合（新聞折込を除く）

手続・必要なもの	期 限
配付の停止・変更 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 送り先（住所、氏名）の連絡  ※市民課の窓口でも停止・変更の手続ができます（様式は付録P.55にあり）	すみやかに
	手続可能な人
	どなたでも可
	問い合わせ先
	秘書広報課 ▶本庁2階

### 家財の処分の方法について

手続・必要なもの	期 限
一度に大量のごみが出る場合は、袋に入るごみは分別して市の指定袋に入れてエコ・リレーセンターごじょうに直接持ち込んでください。 また粗大ごみに分類されるごみも、直接持ち込んでください。  200kg未満の場合・・・10kgあたり120円 200kg以上の場合・・・10kgあたり150円です。  その場合、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。 ご自身で運搬できないような大きいごみにつきましては、エコ・リレーセンターごじょうの職員が直接回収に伺います。その際下記注意点が 있습니다。 ・電話にて事前にご予約いただき、予約から2～3週間ほどお待ちいただきます。 ・収集は、火曜日です。いつの火曜日かは、収集の前日の月曜日にお電話にてお知らせします。 ・1点当たり500円の手数料が必要です。 →手数料は回収の際に直接お支払いいただくか、1枚500円のシールを購入いただいて貼付いただくかになります。 →シールはエコ・リレーセンターごじょうまたは市役所2階の環境政策課にて購入いただけます。 ・家の中に入っでの収集はせず、玄関前等に出していただく必要があります。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
	問い合わせ先
	環境政策課 エコ・リレーセンター ごじょう
	▶所在： 近内町 1104 番地の 4
	▶TEL：0747-24-4111
	▶FAX：0747-24-4113

# 市役所庁舎フロア案内図

※窓口番号は各種手続内容に記載の窓口番号と一致しています  
 ※表記は一部省略しています







# 付 録

戸籍謄・抄本の郵便請求にかか  
る様式などを添付しておりま  
す。お使いの際はホッチキス止  
めを外すなどしてお使いくださ  
い。

## 付録の内容

### 委任状

住民票の写しや戸籍謄・抄本などを他者に代理で申請してもらう際に必要になります。  
※ただし、不要な場合もありますので、必要かどうか迷われる際は各担当課にお問い合わせください。

※添付している委任状は、参考です。委任する内容が記載されていれば、様式は問いません。(P.39 に様式添付あり)

### 戸籍謄・抄本等郵送請求書

戸籍謄・抄本等の郵送で取り寄せたい場合にお使いください。五條市における担当窓口は市民課です。取り寄せるための手順や必要な書類等は、郵送請求書様式の左ページに掲載の取り寄せ要領をご覧ください。(P.43 に様式添付あり)

### 誓約書

個人情報保護の観点から、直系親族以外の方が戸籍の謄・抄本等を請求する際や、本人及び同一世帯員以外の方が住民票を請求する際に必要となります。必要かどうか迷われる際は市民課にお問い合わせください。(P.47 に様式添付あり)

### 相続人確認表(3親等内の親族)

法定相続人について簡単な説明と家系図を掲載しています。(P.49 に様式添付あり)

### 相続登記について

奈良地方法務局 五條支局の案内文書及び法務省作成のリーフレットです。(P.50～P.52 に様式添付あり)

### 犬の登録事項変更届

犬を飼われている方で、所有者の変更をする際に必要な届書です。(P.53 に様式添付あり)

### 広報五條等戸別配付申込書

広報五條の配付を止めてほしい場合についても記載しています。(P.55 に様式添付あり)

# 委 任 状

代理人（たのまれた人）

住 所

氏 名

生年月日 大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日

（ ）の申請 請求 に関する権限を上記の者に委任しました。

令和 年 月 日

委任者（たのんだ人）

住 所

氏 名

（署名または記名押印）

印

（印鑑登録関係のみ登録印）

生年月日 大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日

本 籍（戸籍関係のみ）

五 條 市 長 殿

（但しマイナンバー記載の住民票は、委任者の住所宛に郵送となります）



# 記入例

## 委任状

代理人（たのまれた人）

住 所 奈良県五條市岡口1丁目3番1号

氏 名 五條 一郎

生年月日 大正・昭和・平成・令和・西暦 50年 1月 1日

（ 戸籍謄本 ）の 申請 請求 に関する権限を上記の者に委任しました。

令和 5年 8月 1日

委任者（たのんだ人）

住 所 奈良県五條市岡口1丁目3番1号

氏 名 五條 二郎

（署名または記名押印）

印

（印鑑登録関係のみ登録印）

生年月日 大正・昭和・平成・令和・西暦 10年 2月 1日

本 籍（戸籍関係のみ）

五 條 市 長 殿

（但しマイナンバー記載の住民票は、委任者の住所宛に郵送となります）

# 郵便による戸籍証明書交付申請書

戸籍（除籍）謄抄本（全部事項証明書等）、戸籍の附票、身分証明書、独身証明書等は本籍地で発行します。  
受理証明書、届書記載事項証明書はその戸籍の届出をした市区町村で発行します。

## 《準備していただくもの》（第三者請求の場合は7つ）

①申請書 「郵便による戸籍証明書等交付申請書」に必要事項を記入してください。

（申請内容に関してお聞きする必要がある場合があります。日中連絡のつく電話番号を必ず記入してください。）

②本人確認書類 申請者ご本人確認のため、下記書類のうちいずれかのコピーを同封してください。

（官公庁発行の運転免許書やマイナンバーカード等の写真つきのもなら1点、  
保険証・年金手帳等の顔写真のついていないものならいずれか2点）

※マイナンバーカードは写真が付いた表面のみの写し、運転免許証で裏面に住所が記載されている場合は、裏表の写しが必要です

③手数料 郵便局で定額小為替または普通小為替（発行日から6ヶ月以内のもの）を購入してください。

【注意】定額小為替や普通小為替には何も記載しないでください。

もしくは、現金を現金書留で送付してください。

手数料はおつりの出ないようにご用意ください。

※手数料は市区町村によって異なりますので、請求先の市区町村にお問い合わせの上ご請求ください。

④返信用封筒 返送先の住所（申請者の住民登録地に限り）、氏名を記入し、切手を貼ってください。

切手は通数によって84円以上必要になることがあるので、申請通数が多い場合は切手を多めに同封してください  
料金の請求が不足する場合は郵便局から追加料金の請求がありますので予めご了承ください。

お急ぎの場合は速達料金を追加し、封筒にも「速達」と記載して下さい。

## ⑤続柄の確認できる書類

申請者の本籍が五條市になく、親族等の戸籍を請求する場合は、対象者との関係が分かる  
戸籍謄本等のコピーを同封してください。（関係が分かるページのみで可）

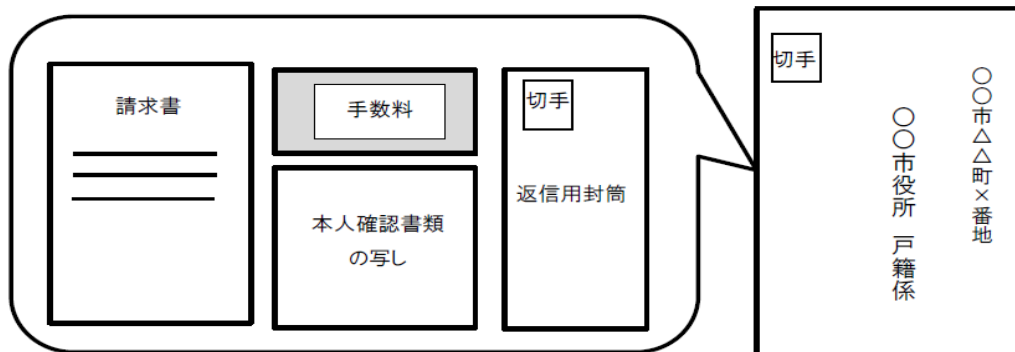
①～⑤（第三者請求の場合は①～⑤に加えて下記の⑥・⑦を添付）の資料を同封し、

本籍地の市区町村役場の戸籍係あてに送付してください。

⑥疎明資料（請求者と相手方との関係が分かり、請求が正当であることを確認できる書類）

## ⑦誓約書

※郵便請求の場合、配達の日数と役所の処理日が必要です。日数に余裕をもって申請してください。



# 郵便による戸籍証明書交付申請書

\_\_\_\_\_ 市区町村 長

年 月 日

下記のものを送付していただくよう申請します。

記

戸籍	謄本（全部事項証明書）	1通 450円	通	
	抄本（個人事項証明書）		通	
<input type="checkbox"/> 除籍 <input type="checkbox"/> 改製原戸籍	※必要なものにチェックを入れてください。 謄本（全部事項証明書）	1通 750円	通	
	抄本（個人事項証明書）		通	
戸籍の附票の写し ※必要な住所の指定がありましたら下記にご記入ください。 (住所 ) 下記の項目については記載を省略しています。 必要な場合はチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 戸籍の表示（本籍・筆頭者） <input type="checkbox"/> 在外選挙人名簿登録市町村名		全部	1通 300円	通
		一部		通
身分証明書	**原則本人が申請ください**			通
独身証明書				通
その他 ( )				通

※手数料は市区町村によって異なる場合があります。申請先の市区町村へお問い合わせください。

## 1. どなたの証明が必要ですか？

〈1〉本籍（番地まで正しく記入してください）

〈2〉筆頭者の氏名（戸籍のはじめに記載されている方・亡くなっていても変わりません）

〈3〉証明が必要な方の氏名（抄本・一部が必要な場合は、詳しく記入してください。）

(生年月日) 明治・大正・昭和 年 月 日  
平成・令和・西暦

## 2. 申請理由（申請理由を証明するものの提示を求める場合があります）

〈1〉提出先

〈2〉使用目的（具体的にご記入ください）

〈3〉戸籍届出の状況（最近1ヶ月以内に届出をした場合は記入してください）

年 月 日 市・区・町・村へ届出 [出生・死亡・結婚・離婚・その他 ( )]

〈4〉死亡による相続の場合（必要な証明を次から選択してください）

出生から死亡まで その他（具体的に： )  
死亡記載のみ

## 3. 申請者（送付先は原則申請者本人の住民登録地です。）

あなたの住所 (住民登録地)	〒 _____		
あなたの氏名	フリガナ _____	生年月日	年 月 日
証明が必要な方との続柄 (例) 本人・夫・妻・子・父母など	日中連絡のつく連絡先 _____		

※請求先の市区町村で、必要な方との続柄が確認できない場合、その続柄を証明する戸籍の提示を求める場合があります。

※この請求書のほかに、本人確認書類（運転免許書等）、手数料として定額小為替（金額が判明している方はお釣りのないようにご協力をお願いします）、返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記入し、切手を貼ったもの）をご用意ください。

※手続きの方法は別紙『郵便での戸籍証明書等の取り寄せ方法について』をお読みください。





# 記入例

# 郵便による戸籍証明書交付申請書

五條

市区町村 長

6年 4月 1日

下記のものを送付していただくよう申請します。

記

戸籍	謄本（全部事項証明書）	1通 450円	1通
	抄本（個人事項証明書）		通
<input checked="" type="checkbox"/> 除籍 ※必要なものにチェックを <input checked="" type="checkbox"/> 改製原戸籍 入れてください。	謄本（全部事項証明書）	1通 750円	各1通
	抄本（個人事項証明書）		通
戸籍の附票の写し ※必要な住所の指定がありましたら下記にご記入ください。 (住所 <b>五條市本町1丁目1番地</b> ) 下記の項目については記載を省略しています。 必要の場合はチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 戸籍の表示（本籍・筆頭者） <input type="checkbox"/> 在外選挙人名簿登録市町村名		全部	1通 300円
		一部	
身分証明書	※原則本人が申請ください		通
独身証明書			通
その他（ )			通

※戸籍は原則直系親族しか取得できません。

※手数料は市区町村によって異なります。申請先の市区町村へお問い合わせください。

## 1. どなたの証明が必要ですか？

〈1〉本籍（番地まで正しく記入してください）

**五條市本町1丁目1番地**

〈2〉筆頭者の氏名（戸籍のはじめに記載されている方・亡くなっていても変わりません）

**五條 一郎太**

〈3〉証明が必要な方の氏名（抄本・一部が必要な場合は、詳しく記入してください。）

**五條 一郎太**

(生年月日)

明治・大正 **昭和**  
平成・令和・西暦

**15年 12月**

**1日**

## 2. 申請理由（申請理由を証明するものの提示を求める場合があります）

〈1〉提出先 **法務局**

〈2〉使用目的（具体的にご記入ください） **土地の相続登記を行うため**

〈3〉戸籍届出の状況（最近1ヶ月以内に届出をした場合は記入してください）

年 月 日 市・区・町・村へ届出 (出生・死亡・結婚・離婚・その他 ( ))

〈4〉死亡による相続の場合（必要な証明を次から選択してください）

出生から死亡まで

その他（具体的に： )

死亡記載のみ

## 3. 申請者（送付先は原則申請者本人の住民登録地です。）

あなたの住所 (住民登録地)	〒 <b>606 - 8571</b> <b>京都市中央区寺町御池上る上本能寺前町488番地</b>	
あなたの氏名	フリガナ <b>キョウト キョウコ</b> <b>京都 京子</b>	生年月日 <b>S40年 1月 1日</b>
証明が必要な方との続柄 (例) 本人・夫・妻・子・父母など	<b>長女</b>	日中連絡のつく連絡先 <b>090 - 000 - 000</b>

※請求先の市区町村で、必要な方との続柄が確認できない場合、その続柄を証明する戸籍の提示を求める場合があります。

※この請求書のほかに、本人確認書類（運転免許書等）、手数料として定額小為替（金額が判明している方はお釣りのないようにご協力をお願いします）、返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記入し、切手を貼ったもの）をご用意ください。

※手続きの方法は別紙『郵便での戸籍証明書等の取り寄せ方法について』をお読みください。

## 記入例

# 誓約書

申請書に記載した使用目的以外には使用せず、かつ基本的人権の侵害を防止し、個人のプライバシーを保護するため、責任をもって処理することを誓約します。また、本人から請求者に関する情報の開示請求があった場合は、その開示に同意します。

令和 元年 5月 1日

五條市長殿

住 所 奈良県五條市本町1丁目1番1号

氏 名 五條 太郎

生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和20年 4月 1日生

(注意)【住民基本台帳法47条第2号】

偽りその他不正の手段により住民票の写し、戸籍の附票の写し等の交付を受けた場合は、30万円以下の罰金に処せられます。

【戸籍法第133条】

偽りその他不正手段により謄本、抄本等の交付を受けた場合は、30万円以下の罰金に処せられます。

# 誓 約 書

申請書に記載した使用目的以外には使用せず、かつ基本的人権の侵害を防止し、個人のプライバシーを保護するため、責任をもって処理することを誓約します。また、本人から請求者に関する情報の開示請求があった場合は、その開示に同意します。

令和 年 月 日

五條市長殿

住 所

氏 名

生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生

(注意)【住民基本台帳法47条第2号】

偽りその他不正の手段により住民票の写し、戸籍の附票の写し等の交付を受けた場合は、30万円以下の罰金に処せられます。

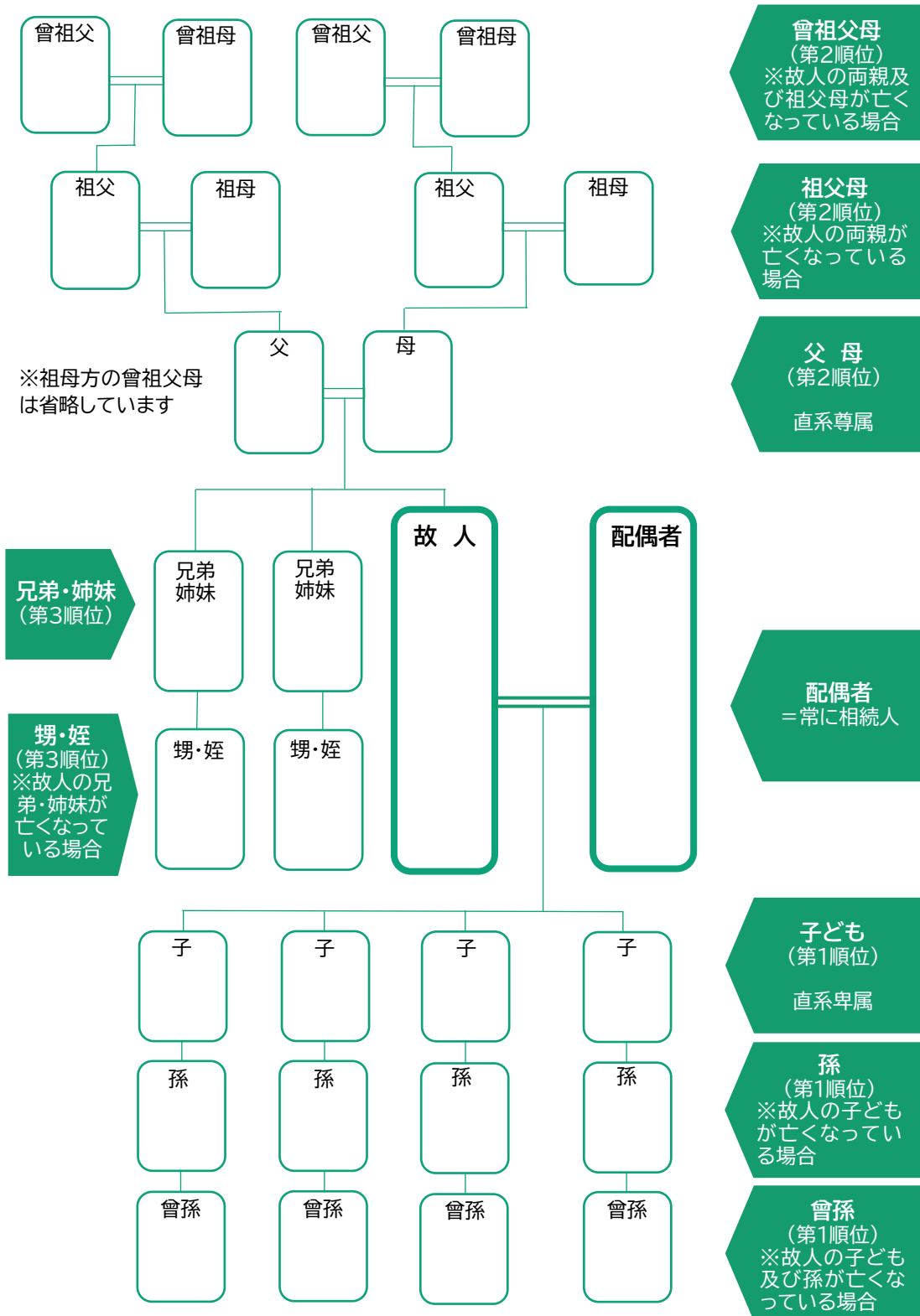
【戸籍法第133条】

偽りその他不正手段により謄本、抄本等の交付を受けた場合は、30万円以下の罰金に処せられます。



# 相続人確認表（3親等内の親族）

下記の図は3親等内の親族を示しています。民法で定められた相続人(法定相続人)については、亡くなられた方の配偶者が常に相続人となり、配偶者以外の親族は下記の表で示す第1順位から第3順位の順で配偶者と一緒に相続人になります。



【例】父親が亡くなった場合の法定相続人

- ①母親は生存: 母親と自分(兄弟姉妹がいる場合は兄弟姉妹も相続人)
- ②母親すでに他界: 子どもである自分(兄弟姉妹がいる場合は兄弟姉妹も相続人)

# (付録) 相続登記について

土地や建物の名義人がお亡くなりになったときは・・・

## 相続登記が必要です

※土地・建物の名義の変更手続きをすることです。

不動産（土地・建物）の名義をそのまま放置していると様々な問題が生じることがあります

### 相続登記をしないで放置すると・・・

- ◆ 相続登記を先延ばししたことで相続人が死亡して、相続人が増える可能性があります。
- ◆ 交流がない親族に相続登記の手続の協力を得る必要がある場合、その親族に実印をもらうこととなります。
- ◆ 土地や建物を処分したくてもすぐにできません。
- ◆ 災害があった時に、所有者探索のため、災害復旧に時間がかかります。

### すぐに相続登記をすると・・・

- ◆ 相続人が少ない場合、相続人間の協議が速やかに行われ、提出書類が少なくなり、手続が簡単です。
- ◆ 権利関係が明確になり、処分したいときすぐに手続ができます。
- ◆ 公共工事や災害復旧を速やかにすすめることが期待できます。

## 相続登記についてのご相談は

～事前に予約が必要ですのでお問い合わせください～

奈良県司法書士会  
TEL0742-22-6677

奈良地方法務局  
TEL0742-23-5230

奈良県土地家屋調査士会  
TEL0742-22-5619

土地や建物の所在地が  
五條市の場合、登記手  
続きはこちらへ→

奈良地方法務局 五條支局  
五條市新町3丁目3-2  
TEL0747-22-2484

# 備えて安心！令和6年4月1日から 相続登記が義務化されます！



Q 1 知りませんでした！ 不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されるのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、**これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。**

Q 2 相続登記の義務化とは、どのような内容ですか？

相続人は、**不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に**、相続登記をすることが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があります。

**正当な理由がないのに相続登記をしない場合**、10万円以下の**過料が科される可能性があります。**

**遺産分割の話合いで不動産を取得した場合も**、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

Q 3 義務化が始まるのは、いつからですか？  
始まった後に、対応すれば大丈夫でしょうか？

「相続登記の義務化」は、**令和6年4月1日から**始まります。ただ、今のうちから、備えておくことが重要です。

また、**令和6年4月1日より前に相続した不動産も**、相続登記がされていないものは、**義務化の対象**になります（3年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

## Q 4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？ 新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の間で**早めに遺産分割の話し合い**を行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、**相続登記をする必要**があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「**相続人申告登記**」という簡便な手続（※）を法務局にとって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話し合い  
がまとまった

遺産分割の結果に基づく相続登記  
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要（※）

早期に遺産分割を  
することが困難

相続人申告登記  
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要（※）

※令和6年4月1日より前に相続した不動産は、令和9年3月31日までにする必要

- 詳しくは**東京法務局**又は**法務省ホームページ**をご覧ください。

### 東京法務局ホームページ

登記手続のご案内や  
「相続登記ガイドブック」  
を掲載しています。



### 法務省ホームページ

新制度を紹介する  
漫画等を掲載しています。



- 専門家（司法書士・土地家屋調査士）**に相談したい場合は、こちらをご覧ください。

### 東京司法書士会ホームページ

（司法書士は相続登記の  
専門家です。  
無料相談会のご案内はこちら）



### 東京土地家屋調査士会 ホームページ

（土地の境界や分筆  
登記、未登記建物の  
登記手続などに関するご案内）





## 犬の登録事項変更届

年 月 日

五條市長 殿

届出者 住 所 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第4項又は第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年度及び登録番号	都道 府県	市区 町村	年度 第	号
変更事項	所有者 所有者の氏名		犬の所在地 所有者の住所	
変更内容	旧			
	新			
犬の種類	毛 色		性 別	
			おす・めす	
名 前	犬の生年月日		その他の特徴	
旧				
新				

注1 所有者の変更の場合には、変更内容の欄に住所及び氏名を記入してください。

2 五條市以外の鑑札の交付を受けている場合は、その鑑札を添付してください。

※届出者は、以下の欄には記入しないでください。

交換交付した鑑札番号	年度	第	号
------------	----	---	---



## 広報五條等戸別配付申込書

広報五條は、新聞折込や市公共施設等で配布しています。また、市ホームページから閲覧することもできます。それらの方法で広報五條を受け取ることができない場合、次の点に留意したうえで、戸別配付の申込を行ってください。

- ◆毎月1日～7日の間に届きます。曜日や運送事情などで、届く日が不定期となります。
- ◆宛名や送り先が変更になった場合や配付を中止・中断する場合は、連絡してください。
- ◆宛先不明などで3か月続けて戻ってきた場合、配付を停止します。

▽申込日           年    月    日

▽郵便番号

▽住所

▽電話番号

▽氏 名

■申込・問合先 五條市 市長公室 秘書広報課 22—4001（内線303）





発 行 五條市役所  
編集/作成 市民課  
発 行 年 令和6年4月

